

本会議の 質疑から

条例・その他

町田市風致地区条例

議員 本条例が制定される目的、内容は何か。
都市整備担当部長 本条例は、地方分権改革関係の一括法の制定による風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の改正に伴い、風致地区内における建築等の規制に関する基準を条例で整備する必要があります。内容は、都市計画法に基づき定められた風致地区の都市の風致を維持することを目的として、風致地区内における建築物の新築、改築、宅地の造成などの行為に関する規制を定めるものです。

議員 具体的な対象、規制になる対象は。
都市整備担当部長 風致地区は、七国山周辺の薬師池公園や野津田神社を含む丘陵地である七国山風致地区と、大泉寺や小山田緑地を含む丘陵地である小山田風致地区の二カ所が昭和三十六年、一九六一年一〇月五日に国により指定されました。また、規制の対象ですが、風致地区内における建築物の新築、改築、宅地の造成などの行為です。

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

議員 産業廃棄物から一般廃棄物になるにあたってどのような変更となるのか。
環境資源部長 一般廃棄物にすることで処理費が安くなり、産業廃棄物管理表、いわゆるマニフェストの作成手続が不要となることから市民の負担軽減につながるものと考えています。また、今までに産業廃棄物として処理した場合の収集運搬、及び処理手数料は一括して一立方メートル当たり数万円かかっていましたが、一般廃棄物として処理した場合の手数料は一立方メートルまでごとに一、五〇〇円と明確になります。ただし、収集運搬費につきましてはおのおの事業者で異なる料金体系となっています。

議員 この変更はどのように周知されるのか。
環境資源部長 ディスボーズ排水処理システムを利用している全世帯への周知方法は、集合住宅には管理組合を通じて一〇〇軒の戸建て住宅には全戸に変更内容を周知するとともに、広報、ホームページなどにも掲載していきます。

また、今まで産業廃棄物として収集運搬をしていた事業者や市内の浄化槽汚泥を収集運搬している事業者へも同様に周知していきます。
町田リサイクル文化センター施設耐震補強工事請負契約
議員 随意契約にした理由は何か。
財務部長 新築時の施工者であり、耐震診断調査も施工しており、この特殊な施設全般についてほかの事業者よりも熟知しています。適切な施工計画や施工方法の選定により、一層の安全確保とともに

短期間での施工、それに伴う経費の削減が図れると判断しまして、地方自治法施行令第一六七条の二第一項第二号による随意契約としました。

議員 随意契約による契約金額、約四億三、九〇〇万円、この金額の算出根拠、そして主な特徴は何か。
営繕担当部長 本工事につきましては運転をしながらの補強工事ということですので、通常の施設での改修工事に比べて平日の夜間工事ですとか休日の工事が多くなっています。また、通常の施設に比べて設備配管や機器が多くて、これらの機器や配管を避けて仮設の足場を配置する必要があるなど、かなり特殊な条件下での工事となります。このことから、市ではいつも東京都市建設行政協議会の単価を採用していますが、こういった単価を参考にしながらも積みもり徴収をしまして、その内容を精査して採用しています。

予算

図書館ICTタグシステム導入費
議員 廃止する理由は何か。
図書館担当部長 図書館ICTタグシステム導入事業は、二〇一三年度から二〇一四年度にかけ、ゼロ一〇〇の債務負担行為を設定することにより二〇一三年度に契約し、移行作業を進めるよう計画していましたが、手順を見直したことににより導入を予定している他の図書館システムとともに二〇一四年度に導入することとしたため債務負担行為を廃止するものです。

議員 図書館の現場への影響は、また、利用する市民への影響は。
図書館担当部長 現場への影響ということですが、これまで職員の手順としてはこれまでと変わりありませんので特に影響はないと。加えて、市民への影響ですけれども、今回の手順を見直して進めていることによって、市民は新しい本をこれまでと同じようなタイミングで手にとることができるということになりますので、そのあたりの影響についても特になんというところで進めてきています。

今任期限りで退任

長年、町田市発展のために尽力された次の議員から、今任期をもって退任する旨の意思が表明されました。

議員の辞職

齊藤 祐善
(二月二五日付)

会派の動き

【会派解散】

志政クラブ ○熊沢あやり
藤田学
吉田つとむ
おさむら敏明
自由 民主 ○いわせ和子
三遊亭らん丈

また、新世紀○市川勝斗
渡辺厳太郎
新井克尚
若林章喜
諸派 松岡みゆき
(二月一〇日付)

【会派結成】

議会の人事

【議会運営委員会】

委員の交代
・就任 松岡みゆき
市川勝斗
(二月一二日付)

・就任 おさむら敏明
(二月二六日付)

・就任 新井克尚
吉田つとむ
(二月一一日付)

・就任 佐藤和彦
(二月二五日付)

【文教社会常任委員会】

委員長の交代
・就任 三遊亭らん丈
(二月二八日付)

・就任 齊藤祐善
(二月二八日付)

・就任 森本せいや
(二月二八日付)

・就任 三遊亭らん丈
(二月二八日付)

・就任 いわせ和子
市川勝斗
(二月一一日付)

・就任 齊藤祐善
(二月一一日付)

・就任 三遊亭らん丈
(二月二八日付)

・就任 齊藤祐善
(二月二八日付)

【防災会議委員】

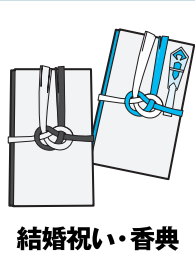
・就任 三遊亭らん丈
(二月二八日付)

・就任 齊藤祐善
(二月二八日付)

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で禁止されています。また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されています。



お中元・お歳暮



結婚祝い・香典



これらの行為は全て禁止です！



落成式・開店祝いの花輪



病気見舞い



葬式の花輪・供花



運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ



町会の集会や旅行等の催し物への寸志や飲食物の差し入れ



入学祝い・卒業祝い



お祭りへの寄附や差し入れ

町田市議会では、より清潔な政治を目指し公職選挙法より厳しい内容の政治活動における虚礼廃止に関する要綱を定めています。

町田市議会議員の政治活動における虚礼廃止に関する要綱

平成元年12月1日制定
平成2年2月1日改正

この要綱は、「町田市議会議員の政治活動における虚礼廃止に関する決議」に基づき、公職選挙法の規定にかかわらず、すべてにわたり清潔な政治活動を行うことにより市民の信託に応えるため制定するものである。

記

- 1、企業・団体からの金品等の寄附は受けない。
- 2、資金集めを目的としたパーティー・事業等は行わない。
- 3、町内会・自治会、その他市の財政援助団体並びに公的行事への金品等の提供及び祝電・弔電は行わない。
- 4、新聞等への個人名刺広告の掲載は行わない。
- 5、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類するあいさつ状（電報その他これに類するものを含む。）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成元年12月1日から適用する。